

平成26年度鳥羽市環境保全審議会事項書

日時：平成27年2月25日（水）
14時00分～16時00分
場所：鳥羽市役所 本庁舎3F
市議会 第3委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項について

- （1）平成25年度鳥羽市環境保全審議会報告について（資料1）
- （2）平成26年度公害の種類別苦情件数について（資料2）
- （3）鳥羽市地球温暖化防止実行計画について
 - ①平成25年度温室効果ガス排出量について（資料3）
 - ②内部環境監査の報告について（資料4）
- （4）海岸漂着物対策について（資料5）

4. 審議事項について

- （1）地球温暖化について（資料6）
- （2）バイオマス事業について（資料7）

平成25年度第1回鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成25年5月31日（金） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第1回環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成25年度第1回環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の東川よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成25年度第1回鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

各関係団体、関係行政機関の職員の皆様におかれましては、本市環境行政にご支援いただき、重ねてお礼申し上げます。

地球温暖化の現状としましては、大気や海洋の世界平均温度の上昇、南極や北極の氷及び山岳氷河などの広範囲にわたる減少、世界平均海面水位の上昇等が観測され、今や地球が温暖化していることは明らかであります。

そのことから、鳥羽市では、市民、事業者、行政等の多様な主体の参加・連携により、地域特性に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進するため、

「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の策定を目指しています。

委員の皆様におかれましては、当審議会にて、昨年度3回の審議を重ねていただき、今年度も同様、ご審議賜りたく存じます。

本日の審議会では、事務局から「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 鳥羽市環境保全審議会規則と委員名簿について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中10名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

次に「会長、副会長の選出」でございますが、前年度に引き続いて鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について継続審議をお話して頂きたいと思いますので、会長に古田正美委員、副会長に中村幸子委員にお願いしたいと思います。

〔委員〕

事務局一任の声あり

〔事務局〕

それでは、皆様の拍手で確認させていただきます。

〔委員〕

拍手

〔事務局〕

ありがとうございました。

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔会長あいさつ〕

鳥羽水族館の古田です。

地球温暖化が環境問題あるいは生態系にも悪影響を及ぼすということですが、沖縄周辺に生息する暖流系の魚ばかりか、最近は北海道周辺に生息する寒流系の魚が三重県沿岸で確認され、気象についても、大雨や熱帯夜や夏日が続き、全体的に地球規模での異常を感じ、地球にやさしい環境を作っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

4. 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について

〔事務局〕

資料2の「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」をご覧ください。8章に分けて構成しております。その内容は、第1章「計画の基本的な考え方」、第2章「地球温暖化の現状と計画策定の背景」、第3章「鳥羽市の現状と地域特性」、第4章「新エネルギービジョン」、第5章「温室効果ガス総排出量と削減目標」、第6章「目標達成のために」、第7章「温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」、第8章「計画の推進と点検・評価・見直し」です。

第1章の「計画の基本的な考え方」としましては、1. 計画の目的 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 基準年度 5. 計画の対象範囲 6. 対象とする温室効果ガス について明記させていただいております。イメージしやすいように基準年度は鳥羽市地球温暖化防止実行計画と同じ2008年度に設定してありますが、こちらの基準年度・削減数値目標及び「具体的な取組事項」「計画の推進と点検・評価・見直し」を重点的に審議会の皆さんで協議してもらい、構築していただきたいと思います。

平成26年度の施行を目指し、徐々に形にしていきたいと思います。

また、策定のスケジュールですが、今年度審議会を残り2回予定しており、10月と2月に開催したいと思います。

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委 員：観光等による滞在者への周知はどうするのか。

事務局：観光協会、旅館業等を通して周知できないかと考えています。

具体的な案はまだ出ていませんが、良い案があれば参考にさせていただきます。

委 員：滞在者でもこういった方を中心に取組むかを記載してはどうか。

事務局：検討させていただきます。

委 員：計画案ができたあと周知はどうするのか。

事務局：製本して、各学校や観光協会、旅館業さんに配布予定です。また、概要版の各戸配布を考えております。

委 員：内容が多く、一個人がやるのは大変だと思う。

また、文章が難しいので、わかりやすくしたほうがよい。

事務局：省エネに対する取組みを行うことで年間いくら節約できるかなどを載せていきたいと考えております。

委 員：企業の取組事例が載っておりますが、文字の羅列だけなので、これをするによってどれ位の効果があるかなど数字も載せた

ほうがよいのではないか。また、個人で節約に取り組んでいる方もいると思うので、そういった方の事例も載せてみてはどうか。

事務局：検討させていただきます。

委員：各家庭でできる省エネなど載っていますが、意識の徹底を行うことが大事だと思うので、小さい時からの環境教育に力を入れてはどうか。

事務局：参考にさせていただきます。

委員：電気量のわかる機器があるので、そういったものを使って環境学習等に使用してみてはどうか。

事務局：参考にさせていただきます。

委員：環境学習を行ったりしていますか。

事務局：要望があるときには行っています。幼稚園・保育園児が分かりやすいような紙芝居を行いました。

委員：太陽光パネルが付いている学校で環境学習を行ってはどうか。

事務局：鳥羽東中学校では太陽光パネルを使った環境学習を行っていると聞いておりますので、それを低学年にまで広まっていけば良いと考えております。

委員：新エネルギービジョンというのは平成 18 年から平成 27 年まで計画があって、温暖化の計画と新エネルギービジョンがどういう関係があるのか説明したほうがよいのではないか。

また、いろんなエネルギーの写真があって分かりやすいのですが、空きスペースが多くて、他とのバランスがどうかと思います。

委員：新エネルギービジョンというのは平成 18 年に策定された 10 年間の計画です。それをもって移してきた計画なのか、それとも見直して今後 10 年間の計画にするのか、計画が見えにくい。鳥羽ではこれを進めていくんだ、地道に進めていくんだということをもっと伝えるとよいと思います。たとえば、次世代自動車の燃料を供給する設備を設置したら税金免除するなどいかがでしょうか。

事務局：県の次世代自動車の調査があって、鳥羽市としても 3 箇所ほど場所を提示させていただいています。観光客にも利用していただく機会があるのではないかということで、次世代自動車、クリーン自動車の推進を進めていきたいと考えております。

新エネルギービジョンですが、地域推進計画に移行する予定です。

委員：その辺の関係が模式図などで、この計画はこう移行しますなど、分かりやすくしたほうがよいのではないのでしょうか。

事務局：そのように対応させていただきます。

委員：どこの自治体も取り組みはほとんど変わらないと思いますが、鳥羽の独自性が少ないように思います。どれが最重点目標かはつきりしたほうがよいのではないかと。

事務局：計画の 1 ページに載せてありますが、市全域での取り組みを推進し、重点的に行うということで今回 2 点載せさせていただきました。そのほかに委員のみなさんに意見を頂きたいと思っております。

委員：重点的に取り組む項目は各家庭向けだと思うが、CO₂ の排出については家庭系は全体の 12% しかない。CO₂ 排出の多くが事業系であるので、家庭系の重点項目を 2 つ挙げても、事業系をどうにかしなければ目標達成できるのかわからない。一般家庭、事業系でそれぞれ重点項目を挙げられるとよいのではないかと。

事務局：検討します。

委員：燃料や電気使用を減らすなど、CO₂ を減らしながら経費も削減するなど、とことんやりましょと進めてみてはどうか。

事務局：検討します。

委員：4 年前に組合で電気使用料を調べたら、思ったよりも額が大きくて、街灯を 1 つおきに減らすなど、削減した結果、約 75 万円削減できた。こういったことを定着させていくことが大事だと思う。

事務局：各家庭、企業、施設などに周知していきたいと考えております。

委員：事業所に対して太陽光発電の補助はしていますか。

事務局：家庭用のみ 6 万円の補助金を出しております。

委員：年間で何件補助していますか。

事務局：昨年は 40 件ありました。今年は 5 月 30 日現在で 12 件です。

委員：太陽光発電を重点的にやっていくのであれば、補助金の制度なども載せてしまってほうがよいのではないかと。

事務局：検討させていただきます。

6. その他

〔事務局〕

それでは、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

本日の貴重なご意見等につきましては、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」に反映し、平成 26 年度の施行を目指したいと思います。

ありがとうございました。

平成25年度第2回鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成25年10月25日（金） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第2回鳥羽市環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成25年度第2回鳥羽市環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の東川よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、第2回鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

地球温暖化を象徴するような気候変動等が世界各地で起こっておりますが、わが国においては、気象庁がこの夏の異常気象を分析した結果、西日本では1.2度、東日本では1.1度気温が上昇しているという分析結果がありました。

このような状況に対して、地球温暖化対策の取組を推進するために委員の皆様におかれましては、当審議会におきまして昨年度から計4回審議を重ねていただきました。

本日は、パブリックコメントの結果についての報告と鳥羽市地球温暖化地域推進計画の最終案について、事務局のほうから説明させていただき、ご審議を賜りたいと考えています。

本日はよろしくお願いします。

3. 鳥羽市環境保全審議会規則と委員名簿について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中9名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

前回に引き続いて鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について継続審議をお話して頂きたいと思いますので、会長である古田正美委員にこれ以降の議事進行をお願いしたいと思います。古田会長よろしくお願いします。

4. 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について

〔会長〕

では、事項書に従いまして進めていきたいと思います。昨年度から4回の審議会を開催し、各委員から意見をいただき「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」を作成してきました。資料1・2をご覧ください。では、事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

資料を見ていただく前に、前回の審議会が終わった後の一連の流れを簡単に説明させていただきます。まず8月15日に各委員さんに計画案の意見を求めるため資料を発送し、回答を求めさせていただきました。平行して8月16日号の広報とばにパブリックコメントの募集記事を掲載させていただき、9月2日～9月30日までパブリックコメントを募集しました。

結果としましては、意見提出者2名、総意見件数は4件あり、各委員の意見とパブリックコメントの意見を反映させた資料が最終案になります。

また、以前審議会でもお話をいただいた鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）の概要版を市民の皆様により知ってもらおうと考え作成しました。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）の中から、重点的な取組、計画期間、対象範囲、温室効果ガスの排出量と削減目標、市民・事業者・滞在者・行政の取組、自動車の利用に関する取組（市民・事業者・滞在者・行政共通の取組）を掲載させていただき、概要版は平成26年3月16日にて配

布させていただく予定です。

〔会長〕

何かご質問はございませんでしょうか。

委 員：太陽光発電システムについてですが、設置費はどれぐらいかかるのか。

事務局：4kw 太陽光発電システムが 200 万円～400 万円ほどになります。

委 員：太陽光発電システムを設置して、売電したら年間 7 万 6000 円儲けるために 200 万円～400 万円かけて設置して、何年間で元が取れるとか、壊れたらどうするとか問題がある。

事務局：業者に聞くと約 10 年間で元が取れると言われています。

委 員：設置した方から聞くと、クリーンエネルギーとしてはいいが、元を取ることはできないと聞いている。この記述だと儲かるのかなという印象を与える。

委 員：今おっしゃったみたいに儲かるようになったら、補助金は要らないんじゃないかといわれるので、言い方を変えて 4kw 太陽光発電システムを設置したら、一般家庭の電力の何%を賄えるのかを示してみてもどうか。

事務局：そのように修正させていただきます。

委 員：来年からごみ処理料金が高くなるということで、生ごみ処理機の補助金を交付してもらえることに関心があるが、金額面から導入する企業が少ないと思われる。補助費をもう少し高くして推進してみてもどうか。また、一般家庭のごみ処理料金は高くなるのか。

事務局：一般家庭については、今までどおり指定ごみ袋を購入していただいてごみを出していただくことになります。指定ごみ袋に 1ℓ1 円の処理代が含まれており、事業者さんが持ち込んでいただく場合は、10kg あたり 80 円が 170 円になります。生ごみ処理機については、1 日で約 100kg 処理できますが、初期導入経費は 350 万円ぐらいかかり、補助金は上限 200 万円までとして初期投資費用の 2/3 まで補助しております。ランニングコストが年間 20 万円ぐらいかかると見込まれますが、ごみ処理料金が高くなることもあり現状の補助金額でも導入に関心を示してくれる方が出てくるのではないかと思います。よって、補助金額は変えず、補助件数を増やす方向で考えています。

委員：設置した方ができた肥料の処分に困っていると聞きますので、農業関係者や肥料を欲しい方がいれば引取ってもらえるようなシステムを作っていただきたい。

委員：スマートアイランド構想とは具体的にすることは決まっていますか。

事務局：県主体となって行っており平成 25 年 2 月に答志島をモデル地区として電気自動車等を住民の足として使ってもらう取組などは行いましたが、具体的なことはまだ決まっています。

委員：市民の地球温暖化に対する意識が低いと感じていますが、意識向上のために環境フェアを開催するなどしてみてはどうか。

委員：環境フェア単体だと人が集まらないので、他の祭りやイベントに関連して開催してみてはどうか。

事務局：ひだまりフェスタは観光客より市民の方が多く参加してもらえるので、そういったイベント内にて開催できるよう検討します。

委員：こういったイベントは市が行うより、市民主導で行うほうが人が集まってくると思います。また、事業者の方のごみ処理料金が上がるので、ごみの減量化などを強調してみてはどうか。

事務局：検討させていただきます。生ごみ処理機の補助の紹介とごみの減量化、それに加え水切りの推奨を一緒にできればと考えています。

委員：緑地保全・緑化とありますので菅島の採石場の緑化をお願いします。

委員：採石場の管理はどこか。

事務局：主体は総務課になっております。

委員：総務課とはどう関わっているのか。

事務局：緑化という部分では対策はとらないといけませんが、環境課としては絡んでいません。

委員：なぜ伊勢志摩国立公園の中で採石を行っているのか。何十年と緑化しろと言われてますが、緑化した部分はあるのか。

事務局：一部は苗木を植えて緑化を行っていると言います。

委員：自然破壊・環境保全ということで早く緑化して下さいという意見を決議にかけてもらったらどうか。

会長：志摩自然保護官事務所はどういう考えを持っているか教えて下さい。

委員：採石については国立公園に指定する前から行われていることもあって、代々認めてきている部分もあります。ご存知の方もいると思いますが、10 年前にこのままじゃ駄目だということになって、

あと10年でこれだけ採って、そのあとは緑化しようという計画を作ったと思います。それがまだ採りきれていない状態で、まだ緑化も終わっていないのが今の状況だと思います。私どもとしましては、10年前に採ると決めた量をまだ採りきれていないので、そこは継続して採るというのは認めているので仕方ないと思っています。ただ、そのあとは適切に緑化してもらって終わるようにしてもらうのが私どもの考えです。緑化に関しては、10年前の緑化のやり方が適正だったかといわれると、現状根付いてない部分もあるのでやり方を変える等しなければいけないと思っています。その辺は事業者と鳥羽市総務課が調整はしていると思いますが、今のままでは駄目だと思いますので、適切な緑化はしてくださいという話はしています。

委員：話はしていても報告はあるのか。

委員：報告は頂いていますし、現場確認も行っています。

委員：環境課としてはこういった意見が上がったと伝えて欲しい。

事務局：総務課の方には委員さんからこういった意見があったということを進言して、調整させてもらいます。

委員：調整ではなく、環境保全審議会で採石場を緑化して下さいと、鳥羽の自然破壊ですという意見があったということをぶつけるだけでいいです。

委員：概要版についてですが、自動車の利用に関する取組が滞在者の取組に見えてしまうので、概要版の中で滞在者の取組についてもっとメッセージがあってもいいと思います。また、自動車の利用に関する取組がチラシのコピーしたものでは、文字数が多く、字が小さく見にくいので重要な部分だけを抜き出してはどうか。

事務局：必要なところを抜粋して修正させていただきます。

会長：パブリックコメントで離島での新エネルギーの導入を離島部に限らず本市において新エネルギーを導入すると明記するよう審議するとありますが計画案のとおり明記してよろしいか。

（異議なし）

委員：鳥羽市地球温暖化対策推進計画（案）の46ページですが、外部環境審査とありますがどういったものか。

事務局：新たな取組や今年度はこういったことをやりましたということを報告させてもらおうと考えています。

委員：各地域に共同トイレがあると思いますが、管理はどこか。

事務局：それぞれで管理する課が違います。環境課はJR鳥羽駅前のみです。

委員：石鏡なんかは共同トイレがないので、不便で困っている。観光客が来て利用したいとなったときにトイレが少ない。

委員：疑問なんです、自分の山にごみを置いておくとか捨てる罰則はあるのか。

事務局：一時保管は特に問題ないです。埋めるのは駄目です。

委員：ごみ屋敷とか、山に置いてあるのはどうか。

事務局：人から見たらゴミですけど、本人からすればゴミではないので価値観の違いもあるので難しいと思われます。

委員：前回の時に言いましたが、谷にゴミが落ちてから確認してくれと言いましたが、確認しているのか。

事務局：確認させていただきました。

委員：この地球温暖化対策地域推進計画ですが、全国的にこういった取組はしているのか。

事務局：全国は分かりませんが県内ですとこういった推進計画を作っている市町は少ないです。

委員：せっかく作ったので、いかに周知して取組んでもらえるかが一番問題かと思います。私の所は推進計画に沿ってこんな取組をしていますなど報告いただくとよいのではないかと。

委員：自治会連合会等で説明するのか。

事務局：環境部会等で周知させていただきます。

委員：自転車の利用機会の拡大を図りとありますが、自転車を貸出しているのか。

事務局：貸出自転車は佐田浜駐車場とガイドボランティアセンターに鳥羽マリンサイクルという商工会議所が行っている事業があり無料で貸出をしています。

委員：鳥羽市地球温暖化対策推進計画（案）の43ページですが、藻場の再生に努めますとありますが、こういったことをしたのか。

事務局：平成23年度に白浜海岸や離島を調査し、現状把握した上で、商工会議所で藻場のシンポジウムをさせていただきました。今後の方向付けや成果品として磯焼けの現状等を記録したDVDを水産研究所や一部の小中学校に渡させていただきました。

委員：研究だけでなく再生の努力はされたのか。

事務局：環境課としては行っていないですが、漁協や水産研究所が協力をしながら藻場再生事業を答志・菅島・鏡浦等で行っております。市として取組むべきところは協力しながらやっています。

委員：磯焼けの原因は分かっているのか。

事務局：生活排水等は原因の一つと言われています。

委員：30～40 年前は垂れ流しでも藻がいっぱいあったが、今はきれいな水を流しているのが原因ではないのか。タラサ志摩やエクシブの周りなんかはほとんどない。藻場再生の効果はあるのか。

会長：一度消えた所を再生すると根付くことが分かっています。

6. その他

〔事務局〕

それでは、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

今後は、本日は承されました「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の議会説明を行い、次回の審議会にて成果品を渡せるよう準備したいと思います。
ありがとうございました。

平成25年度第3回鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成26年2月26日（水） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第3回環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成25年度第3回環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の東川よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成25年度第3回鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

各関係団体、関係行政機関の職員の皆様におかれましては、本市環境行政にご支援いただき、重ねてお礼申し上げます。

地球温暖化の現状としましては、鳥羽市に大雪警報が発令され、長年生活してきた中で過去にないようなことが起こり、交通機関等も混乱しました。これも地球温暖化の影響と捉えて、対策を進めていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、当審議会にて、昨年度から計5回の審議を重ねていただき、今回も同様、ご審議賜りたく存じます。

本日の審議会では、事務局から「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 鳥羽市環境保全審議会規則と委員名簿について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中10名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

本日は、例年の環境保全審議会でご報告させていただいている、今年度市内でありました典型7公害等に関する苦情や対処について、鳥羽市地球温暖化防止実行計画の削減目標値を達成するための内部環境監査についてなどをまず報告してもらい、前回までの審議会の協議事項でありました「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の協議に引き続き入らせてもらう予定です。では、古田会長に、これ以降の審議につきましては、議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

（1）平成24年度鳥羽市環境保全審議会報告（資料1）

〔会長〕

それでは、事項書に従いまして議事を進めたいと思います。

3. 報告事項のうち「（1）平成24年度鳥羽市環境保全審議会報告、（2）平成25年度公害の種類別苦情件数」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

昨年、平成24年度鳥羽市環境保全審議会では報告と協議した内容をまとめ、会議録とさせていただきました。

内容的には、報告事項として、①連絡等で寄せられた典型7公害②鳥羽市地球温暖化防止実行計画（温室効果ガス排出量の報告、内部環境監査の報告）③国内クレジット制度による取組み事例について報告し、これらについていただいたご意見、ご提案をまとめさせていただいております。

（2）平成24年度公害の種類別苦情件数（資料2）

〔事務局〕

平成25年4月から平成26年1月の期間において、通報等があった事案を記載しております。典型7公害のうち大気汚染1件、水質汚濁4件、悪臭1件その他、後を絶たない不法投棄7件、海岸漂着物や犬猫関係7件でした。

主な案件として、大気汚染（工事現場における粉じんの飛散について）は、

市民より解体工事の際の粉じんが飛散しているので何とかしてほしいと連絡があり、現地確認をしました。その後、解体業者と話し合いを行い、散水器を2台用意し飛散防止に努めました。

水質汚濁（農業用水の変色について）は、市民より農業用水が黒く変色していると連絡があり、現地確認をしたところ、黒く濁っていたため、三重県環境室による簡易的な検査を行いました。その結果、人体に影響を与えるものではないことが判明したため報告しました。

不法投棄（生活ごみの不法投棄について）は、安楽島町に生活ごみが捨てられているとの連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡し、厳しく注意されました。

以上のような苦情があり、すべて解決しています。

不法投棄等は、故意で行い、悪質なもののばかりであることから、撲滅に向け、引き続き、環境パトロールの強化や定期的な啓発活動を実施していく必要があります。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委 員：黒く変色しているが人体に影響がないとありますが、何が原因なのか。

事務局：雨が降らない時期であったため、水が濁ったのではないかと考えます。南勢志摩地域活性化局環境室による簡易的な検査では特に問題はありませんでした。その後、三重県農業研究所に水を検査してもらったところ、藻が原因で黒くなったと推測されるとのことでした。

委 員：藻が大量発生すると臭いがするのではないか。

事務局：現地確認したところ臭いはしませんでした。

委 員：生ごみを処理して肥料が大量に作られ処分に困っているのに、引取ってくれる業者等を紹介してもらえないか。

事務局：農家等に引取ってもらうのが良いのではと思います。現状の生ごみ処理機で作られた堆肥は1次処理の状態です。そのまま農地で使用すると猪や小動物に荒らされる原因にもなりますので、2次処理した堆肥でないと引取ってくれる方は少ないと思います。

委 員：生ごみ処理機を普及していくためには堆肥後の処理方法がないと難しいのではないか。

事務局：情報提供できるようにしていきたいです。

委 員：農家によっては1次処理の堆肥を使う方もいれば、2次処理した堆肥を使う方もいますので、そういった方を探してみてもどうか。た

だ、引取ってもらうにしても、成分表が必要になってくると思います。
生ごみ処理機の導入については、堆肥の引取り先を決めてからの方がよいのではないかと。

委員：質問ではないですが情報提供として、最近志摩市でアライグマが2匹捕獲されています。今まで三重県では津市や松阪市までにしかいないであろうと言われていましたが、鳥羽志摩地域で生息しているのが確認されました。主な被害として、農作物への被害や、人家を荒らしたり等生活面での被害が出ていますので、鳥羽市でも起こりうる可能性があるため、早めに対応していかなければいけないと思います。

（３）鳥羽市地球温暖化防止実行計画について（資料３，４）

〔会長〕

次に、３．報告事項の「（３）鳥羽市地球温暖化防止実行計画、（４）内部環境監査」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

① 平成２４年度温室効果ガス排出量について（資料３）

現在、委員の皆さんに地球温暖化対策地域推進計画の策定を目指していただいておりますが、それ以前に、鳥羽市地球温暖化防止実行計画を策定して、取組んで参りました。では、報告させていただきます。

平成２４年度温室効果ガス排出量は7,548,893Kg、平成２３年度より235,207Kg 減少しています。

減少した要因は、公共施設全体で節電・省エネへの取り組みが進んでいることにより、ガソリン・灯油・軽油・重油・電気使用料が軒並み減少し、電気使用料については平成２３年度より188,062kWh 減少しました。

今後もCO2 排出量の４割にあたる電気の使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み・未使用の部屋・トイレ・廊下・OA 機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底していきたいと考えています。

資料３の温室効果ガス排出量の増減推移をご覧ください。

平成２０年度を基準年度として、第１次目標年度である平成２６年度に５％の削減を掲げましたが、平成２４年度に目標数値を達成しました。

最終目標年度は平成３１年度であり、平成２０年度に対し、１０％（年１％ずつ）の削減を目標としていますので、目標年度の数値に向けて取組んでいきたいと思っています。

② 内部環境監査の報告について（資料４）

鳥羽市地球温暖化防止実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組み検討などについて定期的に進行管理を実施していくことが重要であるため、平成26年2月3日～5日の3日間で内部環境監査を実施しました。

監査時には、各課の推進担当者に「エネルギー使用量集計表」「温室効果ガス排出量の比較と対策」「内部環境監査チェック表」を記入してもらい、「エネルギー使用量集計表」については、集計表を記入する際、前年度の同月と比較して、増加している場合はなぜ増加しているかなど点検した上で、その内容を朝礼で周知するよう指導しました。

また、毎月第2火曜日を「地球にやさしい日」として、市で取組んでいます。庁舎周辺のごみ拾いを最低一人年一回参加し、エコ通勤については、普段自動車通勤している人が、自転車・バスなどを利用し通勤する。残業することによって電気代が発生するので、エコノー残業デーには残業しないようにする。昼休みの消灯については、窓口業務をしている課もありますが、入口の照明のみを点け、奥の照明を消す。エネルギーの年間使用量が、前年度より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するよう指導しました。25年度はマイボトルの使用を重点的な取り組みとして紹介していますが、26年度からはマイ箸の使用も取組んでもらうよう指導しました。

「内部環境監査チェック表」については、特にパソコンの待機電力を削減するため、各課において、出張等で席を外す時は電源OFFにするよう指導しました。また、スイッチ付のテーブルタップを購入し利用するよう指導したところ、半数の課で利用するようになりました。それに加えて、エコドライブ10についても推進するよう説明いたしました。

〔会長〕

委員の皆様、鳥羽市地球温暖化防止実行計画、内部環境監査について、何かご質問はございませんでしょうか。

委員：電気量がかなり減ってきているので、削減が難しいのではないかな。

事務局：周知した効果があり減ってきたと思いますが、さらに減らすために席を外す際にはパソコンを電源OFFにするなど、細かい部分も推進していきたいと思っています。

委員：定期船についてですが、高速船を使用する前と後で燃料費は安くなったのか。

事務局：高速船の導入前はA重油、高速船導入後は軽油を使用しておりますが、燃料費自体は若干安くなっていますが、ほとんど変わりません。

会長：高速船のほうが燃料費が安く済むのか。

委 員：定期便の本数が減ったのも要因ではないか。

事務局：手元に資料がありませんが、そのような要因があると思います。

4. 審議事項

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（資料5）

〔会長〕

次に、4. 審議事項の「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

初めに、鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画の説明をさせていただく前に今までに審議した内容を議会で説明した結果を報告させていただきます。

平成25年12月16日に鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を市議会議員に説明いたしました。意見としては、「議会基本条例があり、議決案件として委員会等で議論する必要があるのではないか」、「太陽光発電システムの設置について、今後、市の公共施設において設置を推進するとあるが、具体的な目標設定がない」、「住宅用太陽光発電システムについて、今行っている鳥羽市住宅用太陽光発電システム設置事業を継続しているだけで、積極的に取り組んでいる姿勢が見えにくい、また、課の体制や予算等どう考えているのか」、「市内の事業者がCO₂削減のために省エネ機器等を導入する場合の設備投資したときにどれぐらい費用がかかるのか算出してほしい」、「実施計画が必要ではないのか」という意見をいただきましたので、今回、議員からいただいた意見を追加した内容について説明させていただきます。

【鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）についての説明】

〈追加内容について〉

- ・ 公共施設に太陽光発電設備の導入を推進する（概要版にも追加）
- ・ 大規模太陽光発電設備（メガソーラー）事業の促進（概要版にも追加）
- ・ 省エネ行動推進（事業所用）チェックシート
- ・ CO₂削減省エネ設備導入事例
- ・ 取組・施策による温室効果ガス排出削減量の推計
- ・ 市民・行政の取組にマイ箸の使用を推進する

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委 員：公共施設太陽光発電設備の設置数ですが、現在9件設置しており、平成35年まで6件追加して15件設置するとありますが、何kw

の太陽光発電設備を設置する予定なのか。

事務局：小中学校に関しては20kwの太陽光発電設備を設置予定です。

委員：CO₂削減省エネ設備導入事例の算定の根拠はあるのか。

事務局：秋田県の省エネ設備導入事例を記載させていただきました。平成24年度の新しい事例なので、参考になるのではないかと思います。

委員：取組・施策による温室効果ガス排出削減量の推計についてですが、例えば鳥羽市地球温暖化防止実行計画に基づく取組で、年間削減が1～3%となっており、10年後には10～30%削減ということではないのか。

事務局：そのとおりです。

委員：そうすると、省エネ行動（家庭部門）では年間削減が5～20%となっており、10年後には50～200%削減となってしまうので、修正が必要ではないか。

事務局：修正させていただきます。

委員：大規模太陽光発電設備（メガソーラー）事業ですが、非常時には独立電源として市民が使えるものなのか。

事務局：事業者が売電目的で建設したため、困難だと思われます。

会長：非常時に市民に使ってもらうようにできないのか。

事務局：市が独自で設置した場合はできると思いますが、改めて調査したいと思います。

会長：今後の予算はどうなっていますか。

事務局：住宅用太陽光発電設備に関しては引き続き補助金を交付し、推進していきます。公共施設の太陽光発電設備に関しては補助金等を利用していききたいと思います。

委員：市民や事業者が取組方法を知らせる必要があるのではないか。

事務局：広報やホームページ等で周知していきたいと思います。

委員：計画の見直しはするのか。

事務局：必要に応じて見直しをさせていただきます。

委員：生活環境の一般廃棄物ですが、近年減少傾向にありますと記載してありますが、24年度の可燃ごみが増えている原因は何か。

事務局：調べましたが、詳しい原因については分かりません。

委員：答志島清掃センターが稼動することになったが、やまだエコセンターで焼却できる処理能力を考えると、このまま原因が分からず増え続けると困るのではないか。

事務局：生ごみの水切りや堆肥化を進めていきたいと思います。また、26年4月から可燃ごみとして出せる種類が増えたので、現在よりも処理量

が増えるのではないかと思います。

委 員：市民の方から、やまだエコセンターに変わってからは、ほとんどのごみが可燃ごみとして出せるので分別が楽になるという話を聞いた。リサイクルに出せるものまで可燃ごみとして出してしまう可能性があり、さらに可燃ごみが増えるのではないか。

事務局：広報やホームページ等で啓発させていただきます。

委 員：県がバイオマス事業化をするということですが、鳥羽市はどうしているのか。

事務局：プラントを立てるのに市有地を貸付できないかなど、積極的に関わっていきたいと考えています。

委 員：概要版のレンタサイクルですが、どれぐらい利用があるのか。

事務局：相差町の方はほとんどないですが、ガイドボランティアセンターのレンタサイクルについては、繁忙期に使用されています。

委 員：レンタサイクルで回るための案内図等があるとよいのではないか。

事務局：概要版と一緒に配布できればと思います。

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

〔事務局〕

本日の貴重なご意見等につきましては、今後の環境行政に反映させていただきたいと思います。また、今回ご審議いただいた「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」を再度議会説明したいと思います。

ありがとうございました。

公害の種類別苦情件数

対象期間：平成26年4月～平成27年1月

名 称		件数	内 容	月 日	地 区	対 応
典型 7 公害	大気汚染	1	野焼きについて	1月7日	松尾町	市民より、野焼きが行われているので注意してほしいと連絡があった。現場確認したところ、紙類を燃やしていたため、ゴミとして出すよう注意し、また野焼きの煙は近隣迷惑になることを伝えた。
	水質汚濁	2	ホテルから排出される放流水及び放流管について	12月2日	石鏡町	市民より、ホテルの排水管が所々切断されており、切断された箇所から汚水が流れていると連絡があり、現場確認したところ、排水量が少なく臭いについては確認できなかったが、放流管については10か所ほど切断されている状態が確認できた。後日、南勢志摩地域活性化局職員と現場確認したところ、切断された配管から流れ出る排水があり、悪臭もしたため、ホテルに赴き、現状を説明し、配管の接続及び必要書類を提出するよう指導を行った。
			側溝に流れる汚物について	1月21日	池上町	町内会長より側溝で汚物が流れているかもしれないと連絡があった。現場確認したが、汚物等は見当たらず、悪臭も気になるほどではなかった。地域住民に異常がないか確認すると、汚物が流れてくることがあると報告を受けたので、汚物等が流れてきたら環境課まで連絡してもらうよう伝えた。
	土壌汚染	2	電柱からの油漏れについて	9月19日	石鏡町	中部電力株式会社より石鏡町地内において電柱から油漏れしているので現場確認してほしいと連絡があった。現場確認に向かったところ、変圧器の交換と油の付いた樹木の伐採を行っており、漏油した中にはPCBは含まれていないと説明があった。被害がこれ以上拡散するおそれがないことから、作業終了後に情報提供してもらうこととなり、後日、報告書を提出してもらった。
			宿泊施設からの重油の流出について	12月26日	小浜町	ホテルの従業員より業者がホテルの重油タンクに燃料を入れる際、誤って流出させてしまったと連絡があり、現場確認したところ、タンクローリーが駐車しており、その車両から15mほど離れた地点まで重油が流出した痕跡があった。現場は坂道となっており、到着した時には、すでにタオルで拭き取られたいたが、臭いは残っている状態だった。流出させた業者に確認したところ、操作ミスにより流出させてしまい、今から砂と中和剤により作業を行うと報告を受けた。各関係機関に連絡を取り、現場確認、調査が行われ、今後の対応について指導が行われることとなった。後日、作業完了と海洋汚染が確認されなかったことの報告を受けた。
	騒 音	1	荷役作業に伴う騒音について	7月24日	鳥羽三丁目	市民より赤崎岸壁での荷役作業の騒音がひどいので注意してほしいと連絡があった。騒音測定したところ、基準値を超えていたため、事務所を訪問し、作業において大きな音の出ないように努めてほしいと注意した。
	振 動	0				
	地盤沈下	0				
	悪 臭	0				

不法投棄	8	生活ごみの不法投棄について	6月17日	小浜町	町内会副会長が来庁され、リサイクルステーションに分別されていないごみが投棄されているので何とかしてほしいと依頼され、現場確認したが、捨てた人を特定することができなかったため環境課で回収した。		
			6月23日	船津町	議員よりレストパークへの道沿いに大量のごみが捨てられているので確認してほしいと連絡があり、現場確認したところ、大量の廃棄物(住宅の解体した壁材やコンクリートブロックガラや冷蔵庫、洗濯機等)が捨てられていた。警察立会いの下、廃棄物の中から捨てた人を特定できるものが見つかったため、警察より厳しく注意され、捨てたごみは自分で回収させた。		
			9月26日	安楽島町	町内会長より不法投棄されているので何とかして欲しいと連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定することができなかったため、環境課で回収した。		
			11月18日	堅神町	市民より不法投棄されているので何とかして欲しいと連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定することができなかったため、環境課で回収した。		
		建築廃材の不法投棄について	6月18日	河内町	建設課より、市民から河内町で不法投棄されていると連絡があったため、現場確認をしたが、所有者を特定できなかったため、環境課で回収した。		
		産業廃棄物の保管について	6月18日	相差町	議員より相差町にある産業廃棄物保管場所について、ごみを埋めているかもしれないので現場確認をしてほしいと依頼があった。現場確認したところ、大量の廃棄物とおぼしきものが置かれ、重機も確認できた。実際に廃棄物を埋めているのではないかとの疑いも持たれるため、県の担当者に連絡し、後日現場を確認してもらうこととなった。後日、県による現場確認、指導が行われた。		
		家電製品等の不法投棄について	9月9日	鳥羽三丁目	鳥羽警察より、岸壁に冷蔵庫が不法投棄されているので立会いを依頼された。現場確認し、所有地が県となっているので、県に対応してもらうこととなった。		
		絨毯の回収	6月25日	小浜町	市民より教育委員会の行政財産内にある絨毯がムカデの住処になっているので撤去してほしいと依頼があったので、教育委員会に事情を説明し、撤去をお願いした。		
	その他	船舶廃材等の不当処理	1	船舶廃材及び漁具の不法処理について	6月10日	相差町	海上保安部から志摩建設部に対し、港湾法等に抵触している可能性があるため確認後指導するよう依頼があった。志摩建設部・南勢志摩地域活性化局・鳥羽市の3者で現地確認を行ったが、現状では建築基準法上では抵触しているものの、港湾法等では特に指導までできないとのことであった。
		海岸漂着物	1	漂着ごみ対策のための啓発の徹底について	1月5日	安楽島町	市民より漂着ごみが多いので現場確認してほしいと連絡があった。現場に向かったところ、流木等の他に生活ごみが多く流れ着いていた。市民によると一部のマナーを心得ていない人がいるので、広報等で啓発をお願いしたいとのことであった。
			犬舎の立ち入り検査について	5月19日	白木町	市民よりドッグブリーダーが糞尿等を処理しないなど、悪質な環境で飼育されていると当市と志摩保健所に連絡があった。後日、志摩保健所職員と共に立入検査を行い、犬舎内の確認を行ったが、犬の健康状態も異常なく、糞尿等も処理されており問題なかったが、敷地内に糞を捨てていたため、適切に処理するよう伝えた。	

	犬猫関係	3	野良猫のフンについて	11月21日	安楽島町	市民より近所の寮で野良猫に餌付けをする人がいるため、自宅敷地内に糞をされ、臭気等で困っていると相談があった。現場確認をすると餌付け用と目される皿があったため、寮に住んでいる方に確認したところ、餌付けをしている方がいると言質がとれた。寮の責任者に事情を説明し、注意喚起を行うようお願いした。後日、市民より状況が変化ないのでもう一度確認してほしいと連絡があった。現場に向かったところ、餌付け用と目される皿は撤去されており、寮の責任者に話を伺うと、一人ひとりに餌付けをしないよう注意をし、それからは餌付けは行っていないと聞いていると説明があった。市民の方には餌付けが行われていないことを伝え、猫の嫌いな臭いのものを散布してもらうことや、保健所で猫よけ用の音波発生器具の貸出をしているので相談してもらうよう伝えた。
			旅館における犬の放し飼いについて	1月7日	石鏡町	宿泊客より旅館に宿泊した際に、犬を放し飼いしていたため、事故などが起こってからでは遅いので指導したほうがよいのではないかと問い合わせがあり、現地確認し、女将さんに事情を説明したところ、普段はけい留しており、放し飼いはしていないとのことであった。この旅館はペットと宿泊可となっており、愛犬家の方が多く宿泊され、また、旅館の看板犬を目当てに来るお客様も多く、触れ合う機会を持つため、敷地内に併設してあるドッグランの中に限り、一時的に放しているとのことであるが、女将さんには、驚かれる宿泊客もみえることから、当旅館の趣旨を説明し、最新の注意を払い、適切に管理するよう指導した。
	外来植物	1	外来植物の駆除について	5月20日	大明東	市民より外来植物が保健福祉センターひだまり横にたくさん咲いている。生態系に影響を及ぼす外来種に違いないので駆除が必要ではないかと連絡があった。現場確認後、調べた結果、オオキンケイギクと判明した。県農林水産部に確認すると、栽培は禁止であるが、駆除するまでもないとのことであった。
	害虫駆除	1	害虫駆除について	1月6日	菅島町	市民より、平成26年10月頃に市民の方を含む近隣4軒に虫が大量発生して困っていたので相談に来たとのことであった。相談にあたり大量発生した虫を持ってきており、虫の名前や駆除方法等知りたいという話だったので確認した。調べた結果、虫はヤスデで、6～10月頃に大量発生し、駆除については家屋の周りを囲むように粉末の忌避剤を散布すると良いと伝えた。
		21				

平成25年度 温室効果ガス排出量

調査項目		固有単位	基準年度活動量入力	使用する排出係数	単位	二酸化炭素排出量	単位
燃料 使用 量	一般炭	kg		2.409	kg/kg	0	kg
	ガソリン	L	57,964	2.322	kg/L	134,573	kg
	ジェット燃料油	L		2.463	kg/L	0	kg
	灯油	L	40,030	2.489	kg/L	99,654	kg
	軽油	L	962,222	2.619	kg/L	2,520,297	kg
	A重油	L	19,010	2.710	kg/L	51,510	kg
	B重油	L		2.982	kg/L	0	kg
	C重油	L		2.982	kg/L	0	kg
	液化石油ガス(LPG)	m3	14,944	1.671	kg/m3	24,971	kg
	液化天然ガス(LNG)	kg		2.698	kg/kg	0	kg
	都市ガス	m3		2.011	kg/m3	0	kg
(株)エネット		kWh	6,477,934	0.429	kg/kWh	2,779,034	kg
熱の供給量		MJ		0.057	kg/MJ	0	kg
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)		乾t	727	2695	kg/乾t	1,959,265	kg
H25年度排出量						7,569,304	kg
基準年度からの削減率						93.06	%

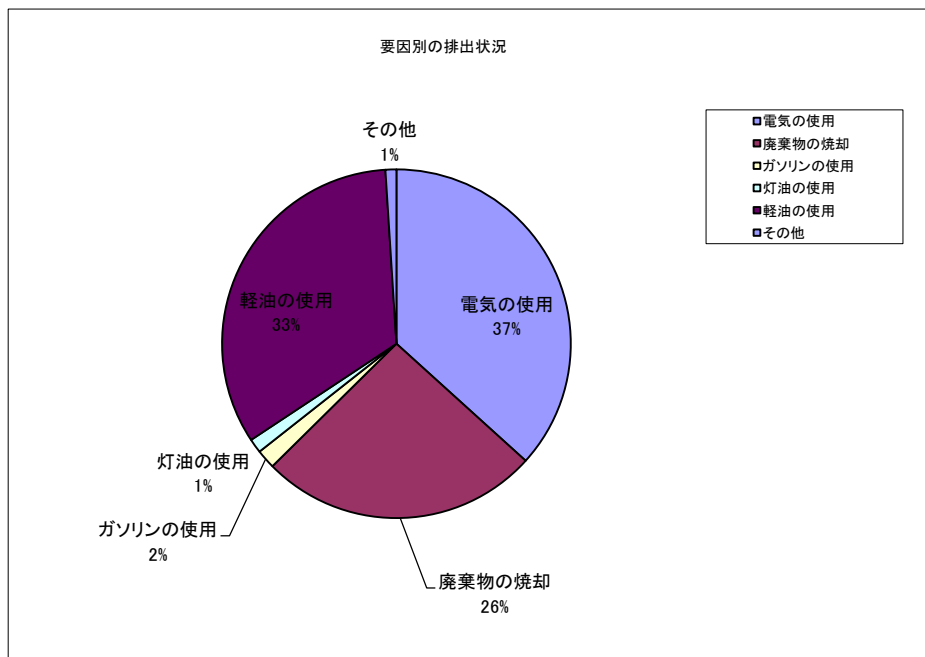
H24年度排出量	7,548,893	kg
基準年度からの削減率	92.81	%

基準年度(H20)排出量	8,133,761	kg
--------------	-----------	----

要因別の排出状況

	二酸化炭素 排出量	割合
電気の使用	2,779,034	37%
廃棄物の焼却	1,959,265	26%
ガソリンの使用	134,573	2%
灯油の使用	99,654	1%
軽油の使用	2,520,297	33%
その他	76,481	1%
合計	7,569,304	1

電気の使用、廃棄物の焼却、ガソリンの使用の合計	65%
-------------------------	-----



内部環境監査 報告書

実施日：平成27年1月28日～30日

対 象：全 課

1. 平成26年度エネルギー使用量集計表の記入状況について

①エネルギー使用量集計表について

- ・前年度の同月と比較し、増加している課については原因を究明し、その内容を朝礼で周知するように指導した。（別添参照）
- ・エネルギー使用量集計表は毎月入力するように指導した。

②地球にやさしい日（第2火曜日）等の取組表について

- ・クリーンデー（庁舎周辺ごみ拾い）については、前年度と比較して参加人数が減少しているので、最低ひとり1回は参加するように指導した。（別添参照）
- ・エコ通勤については、普段車で通勤している人に自転車やバス等を利用するように指導した。（別添参照）
- ・エコノー残業デーの取り組みについては、残業することによって電気代等が発生するので、徹底するように指導した。
- ・昼休みの消灯については、窓口業務がある課においても入り口の照明のみを付け、奥の照明は消灯するように指導した。

2. 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策方法について

- ・年間の排出量が前年より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するように指導した。

3. 内部環境監査チェック表について

- ・エネルギー使用量は順調に削減できていたが、近年は頭打ち傾向となっている。
- ・パソコンの待機電力を削減するため、各課においてスイッチ付テーブルタップを購入し利用を徹底するように指導した。（入庁時にスイッチを入れ、退庁時にスイッチを切る。）
- ・出張等で席をはずすときは、パソコンの電源を落とすか、スリープモードにするように指導し、グループウェアや会議等で周知する。
- ・使用していない部屋などの照明は消灯するよう指導した。
- ・エアコンの温度を管理できる場合は適切に調整するよう指導した。
- ・チェック表を目につきやすい場所に貼り毎日記入するよう指導した。

4. その他

各課から頂いた意見を報告します。

- ・県庁でも多くの方が地球にやさしい日の取組と同様な清掃活動していたので継続して推進してほしい。
- ・内部環境監査の結果についてグループウェア等で報告してほしい。
- ・私物の携帯電話をパソコンに USB 接続して充電している事例が見受けられる。
- ・クリーンエネルギー自動車の導入については、他市町の公用車を見ると遅れている。
- ・新施設を建設する際には、LED 蛍光灯や太陽光発電システムについて考慮している。
- ・建物が古いので、無駄なエネルギーの消費もあるが、できることはある程度行っている。

平成26年度(4月～12月)エネルギー使用量 (内は平成25年度

エネルギーの種類	単位	建設課	観光課	農水商工課	市民課	総務課	文化会館	企画財政課
ガソリン	l	3,269(4,813)	1,171(1,446)	4,616(4,223)	1,060(1,099)	2,045(2,022)	0	0
灯油	l	0	0	220(0)	0	0	0	0(40)
軽油	l	469(257)	0	90(0)	0	0	0	0
重油	l	1.2(1.2)	0	0	0	0	3,000(3,000)	0
液化石油ガス(LPG)	m2	0	0	0	0	0	21(18)	0
石油系炭化水素ガス	m3	0	0	0	0	0	0	0
電気	kWh	101,722(103,760)	11,990(10,618)	46,464(39,505)	47,169(51,469)	115,409(121,571)	217,945(250,028)	0

エネルギーの種類	単位	税務課	環境課	消防本部	定期船課	教育委員会	水道課	健康福祉課	合計
ガソリン	l	1,099(1,162)	2,052(2,079)	11,956(12,138)	410(460)	3,653(4,224)	1,688(2,110)	11,095(9,283)	44,114(45,059)
灯油	l	0	19,740(20,818)	1,091(843)	40(0)	1,075(298)	20(0)	2,723(2,977)	24,909(24,976)
軽油	l	0	6,629(11,472)	2,354(1,773)	702,900(709,040)	7,068(5,230)	0	133(44)	719,643(727,816)
重油	l	0	0(519)	0	0	0	0	0	3,001.2(3,520.2)
液化石油ガス(LPG)	m2	0	6(2.4)	68(56)	0	7,342(7,374)	3.6(0.1)	3,048(2,935)	10,488.6(10,385)
石油系炭化水素ガス	m3	0	0	0	0	0	0	0	0
電気	kWh	0	498,384(1,119,308)	61,664(58,897)	49,362(54,721)	682,968(743,747)	1,682,218(1,871,614)	370,692(457,420)	3,885,987(4,882,658)

平成26年度(4月～12月)地球にやさしい日(第2火曜日)等の取組参加人数 (内は平成25年度

	会計課	建設課	観光課	農水商工課	市民課	総務課	文化会館	選管・監査	企画財政課	税務課	環境課	消防本部	議会事務局	定期船課	教育委員会	水道課	健康福祉課	合計
クリーンデー(月1回)	3(3)	16(19)	0(0)	0(19)	9(12)	22(34)	7(7)	4(1)	16(32)	0(6)	40(44)	89(89)	0(0)	8(6)	9(10)	17(15)	38(46)	278(343)
エコ通勤(月1回)	18(19)	36(54)	9(0)	72(72)	54(99)	54(45)	9(9)	9(9)	27(27)	63(58)	18(36)	11(3)	9(0)	27(18)	40(0)	18(27)	63(27)	537(503)

海岸漂着物対策について

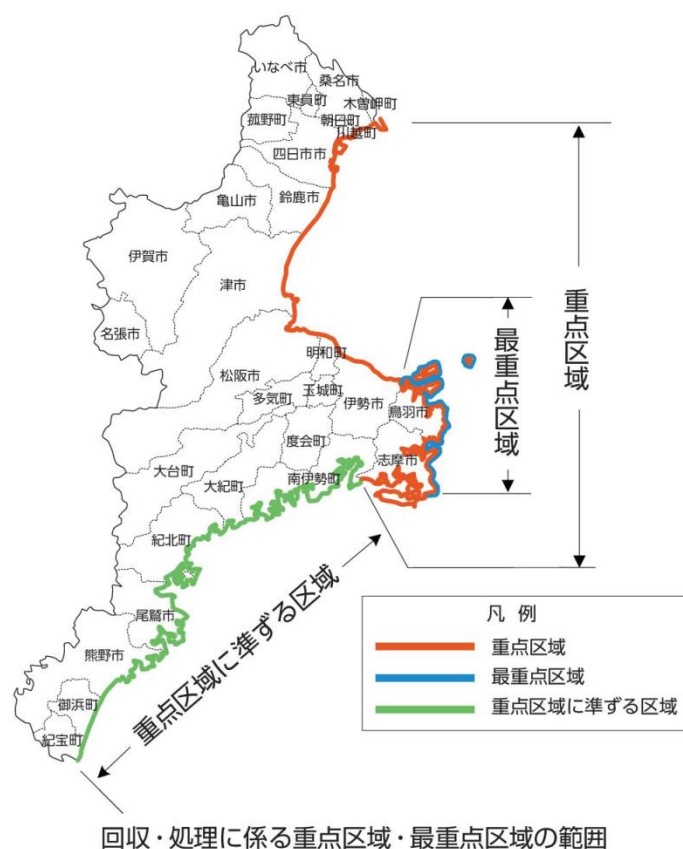
1. 三重県海岸漂着物対策推進計画について

三重県東端部の志摩半島北側に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面し、神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島と半島部から構成されており、海岸部は古くから豊かな漁場であり、海に面し、海からの多くの恵みとともに歩んできた鳥羽市。

伊勢湾は、豊富な海産物を提供してくれるかけがえのない場所ですが、一方で、沿岸地域などでは、漂着する多くのごみによる様々な問題が発生しています。

伊勢湾の漂着ごみは、年間約1万トンにものぼり、そのうちの半分、およそ5000トンが鳥羽市に漂着するといわれています。

平成21年7月15日に海岸漂着物処理推進法が公布・施行され、この法律の規定に基づき、「三重県海岸漂着物対策推進計画」が策定され、本市は伊勢湾に漂流するごみの大半が漂着するという現状から、漂着物の回収・処理に係る最重点区域に位置づけられています。



出典) 三重県

平成２５年度から平成２６年度まで「海岸漂着物地域対策推進事業」として、海岸漂着物等の回収・処理等に係る事業に対して三重県に２億７千万円の補助金が配分されました。鳥羽市においても、この補助金を活用し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収、処理、発生抑制対策等に関する事業を実施しました。

海岸漂着物等の回収・処理業務

業務名	工期	ゴミ収集量
坂手海岸漂着ごみ回収・処理業務	平成２６年８月５日～ 平成２６年９月３日	５．４ｔ
桃取海岸漂着ごみ回収・処理業務	平成２６年１１月１１日～ 平成２６年１２月２５日	２５．６ｔ

業務名	期間	内容
安久志海岸漂着ごみ回収・処理業務委託	平成２６年４月１日～平成 ２７年３月３１日（２６回）	業務委託されたシルバー人材センター職員が、海岸における漂着ゴミの収集及び処理作業を行います。

啓発事業

業務名	実施日	内容
海岸漂着ごみ発生抑制啓発業務（桃取町）	平成２６年８月２４日	自然観察会及び海岸清掃、漂着ごみの発生抑制についての学習会を行いました。
海岸漂着ごみ発生抑制ＤＶＤ制作業務	２月中に配布予定	市内の海岸における漂着ごみの現況や、清掃ボランティア作業風景の撮影、ごみによる被害について地元漁協関係者へのインタビューなど、海岸漂着物問題の現状や課題、発生抑制対策についてのＤＶＤ及び啓発チラシを作成しました。

2. ボランティア清掃活動報告について

鳥羽市内の海岸では、多くの団体がボランティアとして海岸清掃活動を行っていますので報告します。

平成26年度 答志島・奈佐の浜海岸清掃参加者及びごみ収集量

団体名	実施日	参加人数	ごみ収集量
コスモ・アースコン シャスアクト・クリ ーン・キャンペーン in 答志島(FM三重)	平成26年6月28日	350名	1.6t
イオンリテール ワーカーズユニオン	平成26年9月11日	40名	0.23t
22世紀奈佐の浜プロ ジェクト	平成26年10月12日	310名	1.52t
鯨城学園(名古屋)	平成26年10月17日	13名	0.23t
	平成26年10月18日	13名	0.23t
三重県産業廃棄物対 策推進協議会	平成26年11月7日	43名	0.22t
鳥羽高校	平成26年12月8日	41名	0.06t

鳥羽清港会ごみ収集量(鳥羽港佐田浜～安久志海岸)

団体名	実施日	参加人数	ごみ収集量
鳥羽清港会	平成26年7月13日	469名	4.78t

安楽島海岸

団体名	実施日	参加人数	ごみ収集量
クリーンアップ伊勢 湾・伊勢湾を守ろう キャンペーン	平成26年11月30日	250名	2.7t

3. 今後の課題について

伊勢湾の離島その他の海岸には、海岸管理者やボランティアでは処理しきれないほどの流木や生活系ごみが漂着しており、海岸景観や自然環境に悪影響を及ぼすばかりか、漁業関係者にも被害を及ぼしています。特に伊勢湾の湾口部に位置する鳥羽市答志島は、県内だけでなく伊勢湾流域圏から大量の漂着物が打ち上げられ、対応に苦慮している状況です。一度きれいにした海岸も短期間で元に戻ってしまうことから、問題の解決には至っておらず、解決に向けては、海岸漂着物の発生抑制として、河川流域での伐採木処理や普及啓発等が大きな課題となっています。

その背景から、平成 24 年に「100 年後に奈佐の浜の漂着ごみゼロ」を目標に掲げる 22 世紀奈佐の浜プロジェクト主催による海岸清掃がスタートし、平成 27 年 3 月 28 日には、三重県津市美杉町にて海岸漂着物の発生抑制普及啓発イベント、10 月には答志島奈佐の浜にて海岸清掃活動を行うことが決定しています。

温室効果ガスの排出量

1. 温室効果ガスの排出量

(1) 平成20(2008)年度の総排出量

市全体の人為的な活動を、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門に区分し、各種の統計資料により、部門ごとの活動量（電気使用量、燃料種別使用量や廃棄物焼却量等）を求め、国の定める温室効果ガス排出量策定ガイドラインに従い、排出量を策定しました。

【出典：環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版】

市全域における温室効果ガス排出量は平成20年度で253.2千トンCO₂でした

平成20(2008)年度温室効果ガス排出量

部門			温室効果ガス排出量	構成比（％）
小分類				
産業部門	製造業		10.8 千トンCO ₂	7.4
	建設業・鉱業		3.6 千トンCO ₂	
	農林水産業		4.4 千トンCO ₂	
	小計（①）		18.8 千トンCO ₂	
家庭部門（②）			30.5 千トンCO ₂	12.1
業務部門（③）			122.8 千トンCO ₂	48.5
運輸部門	自動車	（旅客） ※市内全体	27.4 千トンCO ₂	30.3
		（貨物）	19.3 千トンCO ₂	
	鉄道		1.4 千トンCO ₂	
	船舶		28.6 千トンCO ₂	
	小計（④）		76.7 千トンCO ₂	
	廃棄物部門（⑤）			
合計（①+②+③+④+⑤）			253.2 千トンCO ₂	100.0

平成 21（2009）年度温室効果ガス排出量

部門			温室効果ガス排出量	構成比（％）
小分類				
産業部門	製造業		10.8 千トンCO ₂	6.9
	建設業・鉱業		3.2 千トンCO ₂	
	農林水産業		3.6 千トンCO ₂	
	小計（①）		17.6 千トンCO ₂	
家庭部門（②）			29.7 千トンCO ₂	11.7
業務部門（③）			122.4 千トンCO ₂	48.1
運輸部門	自動車	（旅客） ※市内全体	23.5 千トンCO ₂	31.4
		（貨物）	21.6 千トンCO ₂	
	鉄道		1.3 千トンCO ₂	
	船舶		33.5 千トンCO ₂	
	小計（④）		79.9 千トンCO ₂	
	廃棄物部門（⑤）			
合計（①+②+③+④+⑤）			254.3 千トンCO ₂	100.0

平成 22（2010）年度温室効果ガス排出量

部門			温室効果ガス排出量	構成比（％）
小分類				
産業部門	製造業		9. 8 千トンCO ₂	6. 6
	建設業・鉱業		3. 1 千トンCO ₂	
	農林水産業		3. 6 千トンCO ₂	
	小計（①）		16. 5 千トンCO ₂	
家庭部門（②）			32. 1 千トンCO ₂	12. 8
業務部門（③）			122. 8 千トンCO ₂	48. 8
運輸部門	自動車	（旅客） ※市内全体	23. 4 千トンCO ₂	30. 2
		（貨物）	21. 4 千トンCO ₂	
	鉄道		1. 3 千トンCO ₂	
	船舶		30. 0 千トンCO ₂	
	小計（④）		76. 1 千トンCO ₂	
	廃棄物部門（⑤）			
合計（①+②+③+④+⑤）			251. 6 千トンCO ₂	100. 0

平成23（2011）年度温室効果ガス排出量

部門			温室効果ガス排出量	構成比（％）
小分類				
産業部門	製造業		8. 6 千トンCO ₂	5. 7
	建設業・鉱業		2. 7 千トンCO ₂	
	農林水産業		3. 8 千トンCO ₂	
	小計（①）		15. 1 千トンCO ₂	
家庭部門（②）			34. 9 千トンCO ₂	13. 3
業務部門（③）			134. 2 千トンCO ₂	51. 2
運輸部門	自動車	（旅客） ※市内全体	22. 9 千トンCO ₂	28. 3
		（貨物）	20. 6 千トンCO ₂	
	鉄道		1. 5 千トンCO ₂	
	船舶		29. 1 千トンCO ₂	
	小計（④）		74. 1 千トンCO ₂	
	廃棄物部門（⑤）			
合計（①+②+③+④+⑤）			262. 2 千トンCO ₂	100. 0

	平成27年度地球温暖化対策に関するスケジュール(案)
4月	・住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付開始 ・薪ストーブ等利用拡大促進事業交付開始 ・広報とば・ホームページ等でゴーヤの苗の配布(グリーンカーテン事業)、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付の周知
5月	・5月下旬、リサイクルパークにてゴーヤの苗を配布予定(3日間程度)
6月	・地球温暖化対策についての取組を各事業所等に周知 ・広報とばに環境月間特集記事を掲載
7月	・バイオマス事業の検討
8月	・電気自動車用普通充電スタンドを鳥羽駅西駐車場に設置
9月	・同スタンド運用開始
10月	・グリーンカーテン事業実施報告書の提出 ・同事業をホームページに掲載
11月	
12月	・間伐材の無料配布(12月～3月頃)
1月	
2月	・環境保全審議会開催
3月	

地球温暖化について

みどりのカーテンプロジェクト

鳥羽市地球温暖化防止実行計画

「エコチャレンジ！みどりのカーテンプロジェクト」



1. 目的

鳥羽市では平成22年2月に「地球温暖化防止実行計画」を策定しました。その計画の具体的な取組事項として、「公共施設において、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマ等の植栽（グリーンカーテン）を行う。」とあります。今回はゴーヤを使ったプロジェクトです。

ゴーヤの肥料は、リサイクルパークで生ごみを発酵してつくった「生ごみ堆肥」を活用しています。生ごみを資源循環することで、CO₂の排出を削減し、地球温暖化を防止することを目指します。

2. 期間

平成26年4月～5月「ゴーヤの苗」をリサイクルパークで栽培しました。

5月下旬各小中学校、公共施設へゴーヤの苗を配布しました。

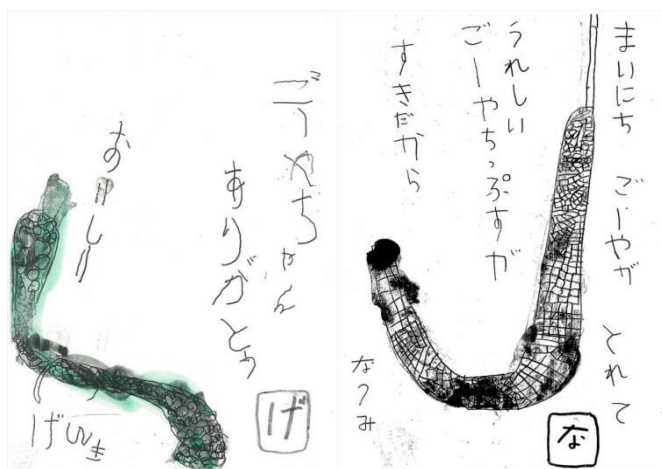
3. 参加施設

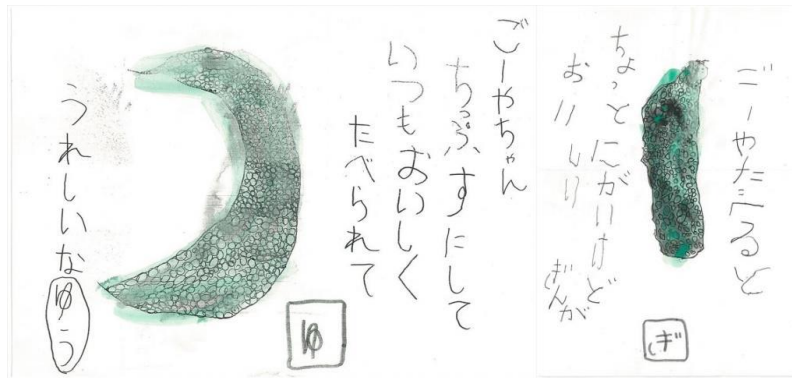
1. 保育所・幼稚園

かもめ幼稚園



答志保育所





桃取保育所



2. 中学校

鏡浦中学校



加茂中学校



3. 公共施設等

市民文化会館(環境課前)



※リサイクルパークでつくった『生ごみ堆肥』で育てています。

4. 平成27年度の「みどりのカーテンプロジェクト」(案)

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を策定したことにより、地球温暖化防止活動の一環として、ご家庭での「みどりのカーテン」設置を推進するため、市民のみなさんにゴーヤの“苗”を配布します。また、小中学校、幼稚園、保育所、公共施設などへも配布します。

①配布数：1世帯10苗程度（約300苗配布予定。無くなり次第終了。）

②募集日時：平成27年〇月〇日（〇）～ 広報とば、HPで募集予定。TELにて受付。

③配布日時：平成27年5月〇日、〇日、〇日の3日間 9：00～11：00

③配布方法：リサイクルパークで配布予定

④配付条件：市内在住の方でみどりのカーテン実施報告書（設置状況や写真など）、環境家計簿を提出していただける方

⑤費用：無料 ※設置に必要なネットや肥料などは、各自でご用意ください。

バイオマス事業について

鳥羽市バイオマス発電等導入検討調査

1. 鳥羽市の概要

本市は、三重県の東端部にあり、志摩半島の北に位置し、西は伊勢市、南は志摩市に接しています。市域は、神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、市東端の神島は、三重県最東部に位置しています。

さらに、海岸線は、風光明媚なリアス式海岸を有し、その海岸線を中心に市域が伊勢志摩国立公園に指定され、また、豊かな漁場でもあり、自然環境が保たれています。

本市は、東西約19.25km、南北約19.50km、総面積107.99km²であり、そのうち山林が約70%を占めており、全般に急峻で海岸線にまで迫っています。このため平坦部は少なく、海に面した土地に市街地が集中する沿岸部と僅かな耕地が散在する農山村部とに分かれており、観光と漁業のまちです。

2. 事業の背景・目的

近年、地域でのエネルギーの地産地消に対する意識が高まっており、地域内で利用できるバイオマス資源の把握と利活用が望まれています。

鳥羽市は、年間200万人を超える宿泊客を迎える観光地であることから、市内で発生するごみのうち事業系のごみが6割（県内平均は3割）を占め、事業系のごみの減量が必須の課題となっています。

また、未整備の森林が多いことや伊勢湾に河川から流出するごみの半分以上が市内沿岸部に漂着し海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、漁業への被害、観光面での影響などが指摘されており、その処理に毎年多大な負担を強いられています。

第五次鳥羽市総合計画、鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画に掲げる目標達成のため、廃棄物の減量、森林機能の回復、新エネルギーの導入が必要と考えています。

このような理由から、当市では、生ごみや間伐材・海岸漂着流木等の、市内での活用が期待されるものの、現在未利用のバイオマスを活用し、新エネルギーや未利用エネルギー導入を促進するとともにエネルギー問題等に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、鳥羽市事業系生ごみを活用した廃棄物系バイオマス発電及び海岸漂着物等によるバイオマスエネルギー利用に関する計画を進めていきます

3. 委託期間

平成 27 年 3 月 31 日まで

4. 業務場所

鳥羽市内

5. 業務範囲

- ①利用可能量調査及び対象とするバイオマスの選定
- ②関係者へのヒアリング調査の実施
- ③導入可能性簡易 F S 調査の実施
- ④導入に関する計画策定業務
- ⑤関係者との調整
- ⑥報告書作成

6. 業務内容

(1)利用可能量調査及び対象とするバイオマスの選定

当地域の事業系生ごみ及び海岸漂着物等の利用可能量について、統計資料等の整理や関係者への意向調査、あるいは必要に応じて現地調査を実施し把握する。また、調査結果を踏まえ、事業化の見込みがあるバイオマスを抽出し、導入可能性調査の対象を選定する。

(2) 関係者へのヒアリング調査の実施

当地域への廃棄物系バイオマス発電等及び海岸漂着物等による発電等エネルギー利用の導入に関して、原料等の供給者、輸送車、また、需要者（バイオマス利用者）、事業の実施者（出資者）となりうる関係者へのヒアリングを実施する。

(3) 導入可能性簡易 F S 調査の実施

1、2 の結果を踏まえ、廃棄物系バイオマス発電等及び海岸漂着物等による発電等エネルギー利用の導入に関する簡易 F S 調査を実施し、対象となるバイオマスの供給可能性、エネルギー効率（発電効率等）向上の可能性、二酸化炭素の削減可能性、残さ・残液等の効率的な対応の可能性、採算性等の導入可能性について調査を行う。

また、上記の検討にあたっては、必要に応じて、廃棄物系バイオマスや海岸漂着物等についての対象物の内容確認などを行い、事業化の課題把握等に努める。

(4) 導入に関する計画策定業務

3 で実施する導入可能性簡易 F S 調査の結果や、当地域の特徴、関係者の意向を踏まえ、当地域への廃棄物系バイオマス発電等及び海岸漂着物等による発電等エネルギー利用の導入や継続的な事業実施に関する計画の策定を行う。

(5) 関係者との調整

本件に関して別途実施されている県内の事業（三重県廃棄物系バイオマス再資源化促進事業等）と整合性を図るため、県、関係市町、事業者と調整を図る。また、必要に応じて鳥羽市環境保全審議会において進捗状況の報告及び意見聴取を行う。

(6) 報告書作成

上記(1)～(5)の成果を取りまとめた報告書を作成する。

7. 成果物

実施報告書（紙ベース 5 部、電子媒体（CD-ROM）一式）

8. その他

- (1)受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、当市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2)受託者は、配置予定者（管理責任者及び担当者）等を市に提出しなければならない。
- (3)受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次担当課と連絡調整を行わなければならない。
- (4)業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5)受託者は、業務の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。
- (6)成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (7)本業務の遂行すべき諸事項は受託者が行うものとするが、既存の調査資料または文献等、当市が保有しているもので業務遂行上必要なものは貸与するものとする。
- (8)委託業務について他の者に再委託してはならないものとする。ただし、委託業務を実施するために必要な場合で、委託者の承認を得た場合は、この限りではないものとする。

9. その他

この仕様書に定めない事項並びにこれらの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。